

越前町移住・二地域居住体験施設「モハーヂュ」「ラフーラ」使用要領

令和7年4月1日現在

	確認事項	注意事項
仮予約	<p>□越前町への移住を検討されている方が、本施設の使用を希望する場合は、まず電話、FAX、Mail、移住サイトのいずれかで、使用開始日の1か月～14日前までに<u>空き状況の確認と予約</u>を行ってください。</p> <p>□施設の使用日数は、3日以上7日以内とし、1回の使用で1団体の使用が可能です。</p> <p>□体験プログラムの参加が必須となります。</p>	<p>■移住を検討している方以外の利用はできません。なお、観光・レジャー・避暑等を目的とする使用はできません。</p> <p>■現地へは、なるべくお車でお越しください。</p> <p>■予約は1回につき1滞在分までです。既に予約を入れている場合は、使用が終了するまで次の予約を入れることはできません。</p>
申込み	<p>□予約・体験決定後速やかに</p> <p>①越前町移住・二地域居住体験施設使用申請書</p> <p>②身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等、氏名・住所等の分かるもの)の写し</p> <p>③利用アンケート(申込時)</p> <p>④体験プログラム利用申込書</p> <p>すべて提出してください。</p> <p>□滞在中に空き家情報バンク登録物件見学などを希望する場合は、申込時にご相談ください。但し滞在の時期などにより対応できない場合があります。</p>	<p>■原則、予約後2週間以内に使用申請書の提出がない場合は、予約キャンセルとなります。開始日の14日前までに使用申請書等を提出してください。</p> <p>■12月29日～1月3日の年末・年始についてはご利用できません。また、点検・補修等による臨時休業となる日があります。</p> <p>■年度を越えて継続して(3月末から4月初め)利用する場合は、それぞれの年度ごとに申請を行ってください。</p> <p>■同一人物及び同一団体の利用は、同一年度に1回とします。また、申請者が異なる場合でも、過去に当施設を利用した方が含まれる場合には、同様の扱いとします。</p>
決定	<p>□申込みの結果、施設利用が決定した場合は、「越前町移住・二地域居住体験施設使用承認書」が送付されます。</p>	<p>■予約を取り消す場合は、5日前までに定住促進課に連絡してください。</p> <p>■施設の修繕等の理由により、予定していた使用を延期や取り消しする場合があります。万が一このことにより使用者に損害が発生した場合でも町は一切の責任を負いません。</p>

<p>使用開始</p>	<p>□以下の品物は使用者でご用意ください。</p> <p>○寝具（布団、枕等）</p> <p>※事前に寝具リースの資料を送付します。</p> <p>○食品（各調味料、食材等）</p> <p>○風呂用品（タオル等）</p> <p>○洗面用品 ○薬及び体温計</p> <p>○その他施設内に無い物</p> <p>□使用開始日は施設に直接お越しください。その際に使用承諾書、体験プログラムの支払いの証明書を持参してください。</p> <p>□鍵の受け渡しは現地で行います。</p> <p>□使用者は入居時に職員と備品確認を行ってください。万一、使用終了時に破損や不足が生じた場合、使用者において修理費等を負担していただくことがあります。</p> <p>□町職員とゴミ収集場所の確認をしてください。</p>	<p>■使用開始は、原則平日の午後1～4時の間、使用終了日は正午までです。</p> <p>※使用開始日の到着時刻が遅れる場合は、速かに定住促進課まで連絡してください。</p> <p>■施設内には次の物が用意されています。</p> <p>○家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、掃除機、炊飯器、ポット、除湿器、こたつ等）</p> <p>○キッチン用品（包丁、まな板、鍋、フライパン、ザル、ボウル、菜箸、フライ返し、お玉、しゃもじ、台所用洗剤、茶碗、コップ、椀、皿、急須、湯飲み、やかん等）</p> <p>○IHクッキングヒーター又はガス台</p> <p>○洗濯バサミ、ハンガー</p> <p>○トイレトペーパー</p> <p>○インターネット環境（光BB） Wi-Fiによる接続 パソコン等の機器はありません</p>
<p>使用期間中</p>	<p>□滞在中に出たゴミは使用者が持ち帰ってください。ただし、越前町の分別ルールにより分別されたゴミについては、集積所に出すことができます。収集日の朝8時までに所定の集積所へ出してください。なお、分別等が不十分な場合、ゴミは回収されません。この場合は、使用者自身で持ち帰ってください。</p> <p>□滞在期間中に催される地域の行事等には積極的に参加してください。</p> <p>□深夜に騒いだり、近隣住民に迷惑をかけないようにしてください。</p> <p>□冬期に車でお越しの際には、スタッドレスタイヤ等を必ず装着してください。</p>	<p>■室内は禁煙です。</p> <p>■健康管理のため検温をお願いします。熱がある場合は、定住促進課までご連絡ください。</p> <p>■次のことは禁止です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペット飼育 ・興行 ・物品販売 ・寄附要請 ・展示会 ・印刷物の配布 ・宗教活動 ・政治活動 ・申請書記載以外の人の居住 ・施設の模様替え、増改築 ・台所以外での火気の使用 火気の取り扱いに注意すること。 <p>■施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。また、町の備品が盗難に遭った場合は弁償となります。</p> <p>■室内清掃に努め清潔を保ってください。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ■冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。 ■積雪時は施設の通路の雪かきを行ってください。
使用終了	<ul style="list-style-type: none"> □退去前に清掃(特に換気扇、IHクッキングヒーター又はガス台、風呂、洗面所、トイレ)及びゴミを処理してください。また、掃除機をかけてください。 □余った食材、調味料等や残ったゴミは使用者自身でお持ち帰りください。 □退去時に鍵を職員に返却してください。 □立会い職員と施設や備品の確認を行ってください。(30分程度) □使用終了報告書、アンケート(退去時)を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■万が一鍵を紛失してした場合、玄関錠の交換費用を使用者に負担していただきます。 ■退去時間に変更が生じる場合は、定住促進課に連絡してください。 ■使用日数が、やむを得ない理由で退去日が早まる場合は、速やかに定住促進課に相談してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> □忘れ物について 施設内の忘れ物については、町が処分できるものとし、その処分費用は負担してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者負担 飲食費、衛生用品など日常消耗品、寝具類リース代、施設の備品以外の器具等に係る経費
<p>お問い合わせ／〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1 越前町役場 定住促進課 TEL : 0778-34-8727 FAX : 0778-34-1236 E-mail : teijuu@town.echizen.lg.jp</p> <p>注) 使用申請書等、各種様式については越前町のホームページに掲載してありますので、利用してください。</p>		